

立川市競争入札参加資格業者認定基準

(目的)

第1条 この基準は、立川市が行う工事、委託、物品等（以下「工事等」という。）の競争入札及び随意契約の参加資格に地域要件を付加するに当たって、立川市契約事務規則（昭和39年立川市規則第15号）その他別に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者の認定に必要な要件を明確にすることにより、入札の公平性及び公正性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 常時契約を締結する事業所として立川市内に本店を有し、かつ、立川市競争入札参加資格登録（以下「資格登録」という。）を当該事業所で行っている業者で市税を期限までに納付しているもの
 - (2) 準市内業者 常時契約を締結する事業所として立川市内に支店又は営業所を有し、かつ、資格登録を当該事業所で行っている業者で市税を期限までに納付しているもの
- 2 前項各号に規定する常時契約を締結する事業所とは、工事等の契約の見積り、入札、契約の締結等、契約の締結に係る実体的な行為を行う場所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、立川市に資格登録してある事業所において契約を締結しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり必要な要件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 事業所としての形態を整えていること。
 - (2) 事業に必要な人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。
 - (3) 常に連絡がとれる体制となっていること。
 - (4) 指定する期日までに事業所現況届（別記様式。以下「現況届」という。）を提出すること。

(5) 市内業者にあつては、他の市区町村に本店として競争入札及び随意契約の参加資格を有しないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、市内業者及び準市内業者の認定を受けることができない。

(1) 建設工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を当該事業所で受けていないとき、又は専任の技術者を常駐で配置していないとき。

(2) 事業に必要な事務用じゅう器や事務用機器が整備されていないとき。

(3) 事業所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていないとき。

(4) 事業所が単なる社員等の自宅又は住居であつて、前項に定める要件を具備しないとき。

(5) 社員が常に不在で転送電話であるとき、又は単なる取次ぎ事務のための連絡員を配置しているとき。

(6) 事業所の機能が、単なる事務連絡所、工事事務所、作業所等であるとき。

(7) 配置人員が、他の市区町村の事業所と兼務のため、当該事業所において不在の状況が頻繁となっているとき。

（実態調査）

第4条 次条に規定する認定に当たり、必要と認めるときは、当該事業所を訪問し、現場の確認、聴き取り等の実態調査を行う。

（認定）

第5条 現況届により認定要件を確認したときは、市内業者又は準市内業者として認定する。

2 前条に規定する実態調査により、実態が現況届の内容に相違すると認めるときは、必要な改善指導を行うとともに、報告を求め、再度実態調査を行う。

（参加停止）

第6条 現況届の内容に虚偽があることが判明したときは、立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）に基づき、参加停止を行うものとする。

（その他）

第7条 この基準の施行について必要な事項は、行政管理部長及び財務部長が協議

して別に定める。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。